

障害者虐待は、絶対にあってはなりません！

「虐待を受けたと思われる障害のある人」を見つけたら、ためらわずに、下記の市町村相談窓口にご連絡ください。

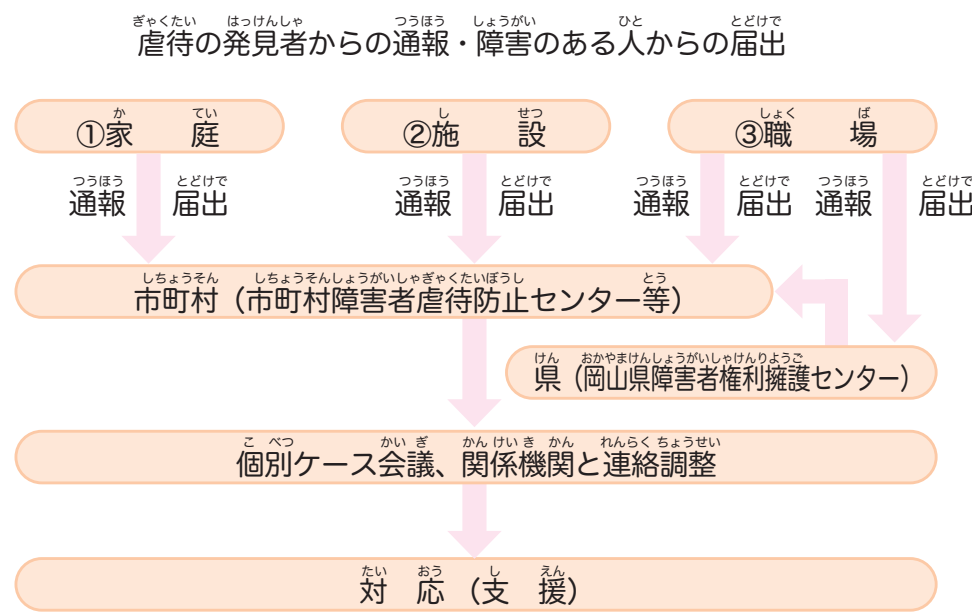
「あなた」からの連絡が、障害のある人を虐待から守る大きな一歩となります。

通報や届出をした人の情報は守られます

虐待の通報または届出を受けた職員は、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課せられています。通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。

また、連絡は匿名で行うことも可能です。安心してご連絡・ご相談ください。

障害者虐待対応の流れ



市町村の相談窓口はこちら



みんなでなくそう

障害者虐待

—誰もが安心して暮らせる岡山を目指して—

平成24年10月1日、「障害者虐待防止法」の施行により、障害者虐待に気づいた人は市町村等窓口に通報しなければならない義務が定められました。地域住民一人ひとりが小さな兆候を見逃さず速やかに通報または相談することによって、障害者虐待の早期発見につながり、虐待の深刻化を防ぐとともに、家族などへの支援を行うことができます。



障害のある人を守るための5か条

- 「おかしい」と感じたら迷わず連絡する
見て見ぬふりをしないで、虐待に気づいたら速やかに市町村等に通報しなければなりません。
- 虐待をしている側の「自覚」は問わない
虐待をしている側にその自覚がなくても、障害のある人が苦痛を感じている場合があります。
- 障害のある人本人の「自覚」は問わない
障害の特性から、虐待だと認識できない場合や訴えない場合も、その行為（虐待）が正当化され、許されるわけではありません。
- 家族の意向と障害のある人本人の意向は異なる場合がある
施設や職場で虐待があっても、障害のある人を預かってもらっているという気持ちから虐待事実を否定することがありますが、障害のある人本人の支援を中心に考える必要があります。
- 虐待はあなたの回りでも起こりうる
どこでも障害者虐待は起こる可能性があることを認識しておくことが重要です。